

奈良県告示第五百六号

奈良県中小企業労働相談所設置規程（昭和三十一年四月奈良県告示第百八十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第四条第二項中「雇用労政課長」を「雇用政策課長」に改める。